

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について（案）抜粋

第 1 大臣確認の手続について

1 大臣確認の対象となる動物由来たん白質及び動物性油脂について

大臣確認の対象となる動物由来たん白質等は、次の動物由来たん白質又は動物性油脂とする。

- (1) ゼラチン及びコラーゲン（骨炭（骨を空気で遮断し熱分解（800以上で8時間加熱）して炭化させたもの）、骨灰（骨を空気の流通下で燃焼（1000以上）したもの）及び第2リン酸カルシウム（鉱物由来のもの並びに生物由来のものであって脂肪及びたん白質を含まないものを除く。）
- (2) 豚又は馬に由来する血粉及び血しょうたん白
- (3) 豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉
- (4) チキンミール、フェザーミール並びに家きんに由来する血粉及び血しょうたん白
- (5) 家きんに由来する加水分解たん白及び蒸製骨粉
- (6) 豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉
- (7) 豚及び家きんに由来する一種類以上の原料並びに魚介類に由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉
- (8) 魚介類に由来するたん白質
- (9) 動物性油脂（獣畜、鳥類又は魚介類を原料として製造された油脂をいい、魚介類のみを原料として、ほ乳動物及び家きんに由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたものを除く。）であって、次のアからエまでに定めるもの以外のもの
 - ア 食用の肉から採取した脂肪のみを原料とするものであって不溶性不純物の含有量が 0.02%以下である動物性油脂（以下「特定動物性油脂」という。）
 - イ 食用として出荷され、流通している動物性油脂
 - ウ 飲食店等から回収された使用済みの食用油（野菜のみを調理した場合等、動物性油脂が混入していないことが明らかなものに限る。以下「回収食用油」という。）であって、回収先のリスト等により当該油脂の製造に用いられた原料の種類、収集先等が確認できるもの（注：不

溶性不純物の含有量が0.02%以下の回収食用油は特定動物性油脂として、それ以外の回収食用油は、大臣確認を受けた工程において製造された油脂（以下「確認済動物性油脂」という。）として取り扱うものとする。）

エ 確認済動物性油脂、特定動物性油脂、回収食用油、植物性油脂等を単に混合・調製等したいわゆる混合油脂

2 製造工程の確認手続について

(1) 省令別表第1の2の(1)のア、エ、オ若しくはカ又は5の(1)のウの規定による確認を受けようとする飼料の製造業者は、別記様式第1号により、独立行政法人肥飼料検査所（以下「検査所」という。）を経由して農林水産大臣に対し大臣確認の申請を行うものとする。

(2) (1)の申請があったときは、当該申請に係る製造工程が第1の1の(1)から(9)までの大臣確認の対象となる動物由来たん白質及び動物性油脂の区分に応じ、それぞれ、別添1から別添9までの飼料の製造工程に関する基準（以下「製造基準」という。）に適合しているかどうかについて審査を行い、当該申請を確認する場合は、別記様式第2号により申請者に通知するものとする。

(3) 製造基準に適合していることについて大臣確認を受けた飼料（以下「確認済飼料」という。）の製造業者は、製造基準に適合していないものとして当該大臣確認を得られなくなったときは、(2)の通知に係る確認書を検査所を経由して速やかに返納するものとする。

3 製造工程の変更確認の手続について

(1) 製造工程の変更

ア 確認済飼料の製造業者は、確認を受けた製造工程を変更しようとする場合には、当該製造工程の変更の1か月前までに、別記様式第3号により、検査所を経由して農林水産大臣に大臣確認の変更確認申請を行うものとする。

イ アの変更確認申請があったときは、当該申請に係る製造工程が製造基準に適合しているかどうかについて審査の上、別記様式第4号により、その結果を申請者に通知するものとする。

ウ 確認済飼料の製造業者は、イの規定により製造基準に適合しない旨の通知を受けた場合には、2の(2)の通知に係る確認書を検査所を経由して速やかに返納するものとする。

(2) 製造基準への不適合に伴う確認書の返納

確認済飼料の製造業者は、製造工程の変更等により製造基準を満たすことができなくなる場合には、別記様式第5号により、検査所を經由して農林水産大臣に速やかに届け出るとともに、2の(2)の通知に係る確認書を速やかに返納するものとする。

(3) 確認飼料の製造業者の会社名等の変更

確認済飼料の製造業者は、会社名、事業場名、代表者、本社の住所等を変更しようとする場合には、別記様式第6号により、遅滞なく、検査所を經由して農林水産大臣にこれらの事項の書換申請を行うものとする。

(4) その他の変更

確認済飼料の製造業者は、原料収集先の変更その他の軽微な製造工程の変更等をしようとする場合には、別記様式第7号により、遅滞なく、検査所を經由して農林水産大臣に届け出るものとする。

4 輸入品の取扱いについて

第1の1の(1)から(9)までに定める動物由来たん白及び動物性油脂の輸入品であって、下記の条件を満たすものについては、大臣確認を受けた動物性たん白質又は動物性油脂と同等に取り扱うものとする。

(1) 第1の1の(1)に定めるものにあつては、次の条件

ア 販売荷口ごとに、製造基準に適合することを証明する製造国の政府機関又はそれと同等の機関の証明書又はその写し（以下「適合証明書」という。）を添付すること。

イ 当該輸入品の輸入業者が、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第52条の規定に従い、適切に輸入及び出荷に関する帳簿を備え、記録を8年間保存する旨を定めること。

(2) 第1の1の(2)から(7)まで及び(9)に定めるものにあつては、(1)のア及びイに定める条件のほか、次の条件

ア トランスバック等当該輸入品が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いる容器には、製造基準に基づいたものを使用すること。

イ 当該輸入品の輸入業者が、輸入品の流通を管理する流通管理者を選任すること。

ウ 当該輸入品の輸入業者が、次に定める事項を内容とする流通管理規程を定めること。

(ア) 流通管理者は、当該輸入品の保管から輸送までの業務が製造基準に適合していることを定期的に確認すること。

- (イ) 流通管理者は、当該輸入品の出荷に当たり、適合証明書が発行されていることを確認した上で、別記様式第8号による肉骨粉等供給管理票又は別記様式第9号による動物性油脂供給管理票を作成すること。輸入業者は、適合証明書とともに肉骨粉等供給管理票又は動物性油脂供給管理票を製品に添付して出荷するものとする。
- (ウ) 輸入業者は、製品の出荷後、当該輸入品が遅滞なく最終荷受者に確実に入荷したことを確認すること。
- (I) 流通管理者は、最終荷受者から回付された肉骨粉等供給管理票又は動物性油脂供給管理票を8年間保存すること。
- (3) 第1の1の(8)に定めるものにあつては、(1)のア及びイ並びに(2)のア、イ及びウの(ア)に定める条件

第2 製造設備の故障等についての対応

確認済飼料の製造業者は、予期しない製造設備の故障等により、大臣確認を受けた製造工程を変更せざるを得ない事態が生じた場合には、直ちに、確認済飼料の製造を一時停止するとともに、その概要を検査所を経由して農林水産大臣に報告するものとする。

第3 契約の締結を要する原料収集先の調査について

第1の1の(3)、(6)、(7)及び(9)に定める飼料につき第1の2の(1)の大臣確認の申請又は第1の3の(4)の変更の届出があつた場合は、当該申請又は届出を行った飼料の製造業者の事業場の所在地を管轄する地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局、北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては沖縄総合事務局。）は、原則として、別添3 - 1の1の(4)、別添6の1の(4)若しくは(5)、別添7の1の(4)、(5)若しくは(6)又は別添9 - 1の1の(4)に基づいて、当該業者が原料収集先と締結した契約に基づき行う実施状況の確認に同行し、当該契約が遵守されていること、当該製造業者による実施状況の確認が適切に行われていること等について調査の上、農林水産大臣に報告するものとする。

別添 7

豚及び家きんのうち一種類以上に由来する原料並びに魚介類に由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造工程に関する基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

ア 豚について

豚及び家きんのうち一種類以上に由来する原料並びに魚介類に由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「魚介類混合肉骨粉等」という。）の製造に用いる豚に由来する原料（以下「豚原料」という。）は、別添 3 - 2 の確認基準の要件を満たす原料収集先と(4)のア及びイの契約を締結し、別記様式第 1 1 号による原料供給管理票が携行されたもの又は農場から直接出荷されたもののみ受け入れること。

なお、農場から収集する豚原料は、解体処理されていない豚であり、豚以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

イ 家きんについて

魚介類混合肉骨粉等の製造に用いる家きんに由来する原料（以下「家きん原料」という）は、食鳥処理場と(5)のア及びイの契約を締結し、別記様式第 1 1 号による原料供給管理票が携行されたもの又は農場から直接出荷されたもののみ受け入れること。

なお、農場から収集する家きん原料は、解体処理されていない家きんであり、家きん以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

ウ 魚介類について

魚介類混合肉骨粉等の製造に用いる魚介類に由来する原料（以下「魚介類原料」という）は、別添 8 - 2 の確認基準の要件を満たす原料収集先と(6)のア及びイの契約を締結し、別記様式第 1 1 号による原料供給管理票が携行されたもの又は漁獲された魚介類のみを受け入れること。

なお、漁獲された魚介類は加工処理（保存のための冷凍及び蒸煮を除く。以下同じ。）されていないものであり、魚介類以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものものに限る。

(2) 原料の輸送

豚原料の輸送に当たっては、別添 3 - 2 の確認基準を満たした条件で輸

送すること。食鳥処理場から輸送される家きん原料の輸送に当たっては、家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用い、原料供給管理票が添付されていること。家きん原料の輸送容器に対しては、家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。なお、家きん原料を入れる容器は、家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。家きん原料と家きん原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、家きん原料以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないような専用の蓋をした容器を用いること。魚介類原料の輸送に当たっては、別添 8 - 2 の確認基準を満たした条件で輸送すること。

農場から輸送される解体処理をされていない豚及び家きんの輸送に当たっては、豚と家きんを分別した状態で輸送すること。輸送容器は専用容器を用いるか輸送前に洗浄を十分に行うこと。

漁獲された加工処理されていない魚介類の輸送に当たっては、魚介類のみを取り扱う専用車を用いることとし、魚介類の輸送に先立って魚介類以外のたん白質が混入しないよう輸送車の洗浄を行うこと。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

豚原料、家きん原料又は魚介類原料の受入時に、豚、家きん又は魚介類由来以外の動物由来たん白質原料が混入していないことを原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、原料供給管理票が携行されていない原料については、解体処理されていない豚又は家きん並びに加工処理されていない魚介類であり、豚、家きん又は魚介類以外の原料の混入がないことを確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 52 条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。原料供給管理票又は帳簿を 8 年間保存すること。

(4) 豚原料の収集先との契約

豚原料の収集先等豚原料の収集にかかわる者とア及びイを内容とする契約を締結すること。

また、当該契約内容が豚原料の収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。

ア 豚原料の収集先等は、別添 3 - 2 の確認基準を満たすこと。

イ 豚原料の収集先等は、申請に係る製造業者が締結した契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又は独立行政法人肥飼料検査所の職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

(5) 家きん原料の収集先との契約

家きん原料の収集先とア及びイを内容とする契約を締結すること。

また、当該契約内容が家きん原料の収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。

ア 家きん原料の収集先等は、1の(1)のイ及び(2)の内容を満たすこと。

イ 家きん原料の収集先等は、申請に係る製造業者が締結した契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又は独立行政法人肥飼料検査所の職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

(6) 魚介類原料の収集先との契約

魚介類原料の収集先等魚介類原料の収集にかかわる者とア及びイを内容とする契約を締結すること。

また、当該契約内容が魚介類原料の収集先において、確実に履行されていることについて確認（原料検査による確認を含む。）すること。

ア 魚介類原料の収集先等は、別添8-2の確認基準を満たすこと。

イ 魚介類原料の収集先等は、申請に係る製造業者が締結した契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又は独立行政法人肥飼料検査所の職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受ける魚介類混合肉骨粉等の製造工程は、1の要件を満たす原料以外の製造工程と完全に分離すること。

また、確認を受ける魚介類混合肉骨粉等の製造工程においては、1の要件を満たす原料以外のものが混入しないようにすること。

さらに、製造に用いる器材は専用化すること。

(2) 製造記録

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷先の確認

魚介類混合肉骨粉等の出荷に当たっては、出荷先の当該肉骨粉等を使用する飼料製造工程が牛用飼料等の製造工程と完全に分離されていることを確認すること。

(2) 出荷工程

魚介類混合肉骨粉等の出荷に当たっては、1の要件を満たす原料以外から製造された動物由来たん白質が混入しないようにすること。

(3) 肉骨粉等供給管理票

魚介類混合肉骨粉等の出荷に当たっては、別記様式第8号により肉骨粉等供給管理票を作成し、製品に対して携行すること。また、製品の出荷後、魚介類混合肉骨粉等の製造業者は、当該肉骨粉等が遅滞なく最終荷受者に確実に入荷したことを確認するとともに、最終荷受者から回付された肉骨粉等供給管理票を8年間保存すること。

(4) 出荷記録

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

4 製品輸送に係る基準

魚介類混合肉骨粉等製品の輸送に当たっては、専用の輸送容器を用いること。

5 製造・品質管理者

製造・品質管理者を設置し、原料の受入から製品の輸送までの業務が本基準に適合していることを定期的に確認するとともに、原料・製品の品質について実地に管理・検査すること。

全ての魚介類原料の収集先に対して魚介類原料に、ほ乳動物及び家きんに由来するたん白質が混入しないよう分別に関する教育、作業マニュアルの提供を行うこと。

また、製造・品質管理の実施状況を記録し、8年間保存すること。

注 「容器」とは、バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋及びその原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいう。

魚介類由来たん白質の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

魚介類由来たん白質の製造に用いる原料は、別添 8 - 2 の要件を満たす魚介類のみを分別して取り扱う事業場からの原料又は漁獲された魚介類のみを受け入れること。また、他の製造事業場で製造された魚粉等を原料として使用するに当たっては、大臣確認を受けた魚介類由来たん白質（輸入された魚介類由来たん白質にあつては、製造国の政府又は同等の機関の証明書又はその写し（以下「証明書等」という。）の添付されているもの）のみ受け入れること。

なお、漁獲された魚介類は加工処理（保存のための冷凍及び煮沸を除く）されていないものであり、魚介類以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

(2) 原料の輸送

原料の輸送に当たっては、別添 8 - 2 の確認基準を満たした条件で輸送すること。また、漁獲された加工処理されていない魚介類の輸送に当たっては、魚介類のみを取り扱う専用車を用いることとし、魚介類の輸送に先立って、魚介類以外のたん白質が混入しないよう輸送車の洗浄を行うこと。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

原料の受入に当たっては、収集先の適否及び輸送方法の適否について確認し、記録すること。記録は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 52 条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存するとともに、収集先の適否及び輸送方法の適否の記録に関しては、8 年間保存すること。

また、輸入した魚介類由来たん白質については、添付されている証明書等を確認し、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 52 条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存するとともに、証明書等の確認の記録に関しては、8 年間保存すること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受ける魚介類たん白質等の製造工程は、ほ乳動物及び家きんに由来するたん白質の製造工程と完全に分離されていること。

また、製造工程中においてほ乳動物及び家きんに由来するたん白質が混入しないようにすること。

(2) 製造記録

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷工程

魚介類たん白質の出荷に当たっては、ほ乳動物及び家きんに由来するたん白質が混入しないようにすること。

(2) 出荷記録

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

4 製品輸送に係る基準

魚介類たん白質の製品の輸送に当たっては、専用の輸送車を用いるか、当該飼料を輸送する前に輸送車の洗浄を徹底すること。

5 製造管理者

製造管理者を設置し、原料の受入から製品の輸送までの業務が本基準に適合していることを、実地に管理すること。

全ての収集先に対して、魚介類原料にそれ以外のものが混入しないようにするための分別に関する教育、作業マニュアルの提供を行うこと。収集先の適否を確認するため、原料を検査し、原料の分別の能力を評価すること。

注 「容器」とは、バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋及びその原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいう。

魚介類由来たん白質製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

ア 魚介類由来たん白質の原料となる魚介類に由来する副産物（以下「魚介類原料」という。）は、魚介類以外のものと分別されていること。

イ 魚介類原料が排出される処理工程（以下「魚介類処理工程」という。）は、魚介類以外のものを処理する工程と区分する等混入防止対策を施すことが望ましい。

魚介類処理工程の作業は、魚介類専用の器具を用いるか、使用に先立って洗浄した器具を用いること。

ウ 魚介類原料は、専用の保管容器に保存するとともに、魚介類原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。

エ 魚介類処理工程の作業員は、キの分別責任者の指導に従い、分別技術の向上に努めていること及び魚介類原料にそれ以外のものが混入しないように処理していること。

オ 魚介類原料の出荷に当たっては、魚介類原料以外のものが混入していないことをキの分別責任者が確認した上で出荷すること。

カ 魚介類原料を入れる容器は、魚介類原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。使用前に洗浄すること。

キ アからカまでの要件を満たしていることを確認する分別責任者を設置し、これらの要件が確実に実施されていることを定期的に確認し、記録されていること。

ケ アからキまでが確実に実施されている魚介類原料を出荷すること。

コ 分別責任者は製造事業所の製造管理者が実施する分別に関する教育、作業マニュアルの提供を受け入れ作業員を指導すること。

2 魚介類原料の輸送

魚介類原料の輸送に当たっては、魚介類原料が入っている旨が明示された専用容器を用い、魚介類原料以外のものが混入しないように輸送されていること。

「容器」とは、輸送トラック等輸送車をいう。

年 月 日

製造基準適合確認申請書

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

下記の事業場における に由来する （注 1）の製造工程について、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 5 1 年農林省令第 3 5 号）の規定（注 2）による確認を求めます。

記

1 事業場の名称

2 事業場の所在地

備考：1 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 第 1 の 1 の(3)、(6)又は(7)の飼料を製造する場合

ア 原料収集先の一覧表（別記）

イ 原料収集先と締結した契約書の写し

ウ 製造工程の図面（第 1 の 1 の(3)、(6)又は(7)の飼料以外の動物由来たん白質を製造している場合にあっては、当該工程と製造工程との位置関係が記載された平面図を含むこと。）

エ 製品の販売予定先の一覧表（工場が特定できること）（注 3）

(2) 第 1 の 1 の(9)の飼料を製造する場合

ア 原料収集先の一覧表（別記）

イ 原料収集先と締結した契約書の写し

ウ 製造工程の図面（と畜場法（昭和 2 8 年法律第 1 1 4 号）第 1 4 条の検査を経ていないもの又は牛のせき柱を処理する工程を併設している等の場合にあっては、当該工程と製造工程との位置関係が記載された平面図を含むこと。）

(3) (1)及び(2)以外の場合

製造工程の図面を添付すること。

2 正本 1 部及び副本 2 部を提出すること。

注 1 : 製造に係る品目を記載する。

(記載例)

ゼラチン、家きんに由来するチキンミール、豚に由来する肉骨粉、
豚及び家きんに由来する原料混合肉骨粉、魚介類由来たん白質

注 2 : 製造に係る品目に応じ、相当する省令別表第 1 の規定を記載する。

注 3 : 平成 1 7 年 3 月 3 1 日までの間に限る。

(別記)

原料収集先の一覧表

確認を受ける事業場の名称

確認を受ける事業場又は主たる事務所の連絡先(電話番号)

業種	事業場の名称	事業場の住所	備考

(注)

- 1 一覧表が2枚以上になる場合には、「確認を受ける事業場」及び「確認を受ける事業場又は主たる事務所の連絡先」は、2枚目以降には記載する必要はない。
- 2 業種欄には、「と畜場」、「食肉処理業」、「食肉販売業」、「食肉製品製造業」、「収集業」等の当該原料収集先の業態の別を記載する。
- 3 備考欄には、当該原料収集先担当部署の電話番号等連絡先を記載する。

別記様式第 8 号

(肉骨粉等供給管理票の記載例)

肉骨粉等供給管理票	
肉骨粉等供給業者の 氏名又は名称及び住所	株式会社 東京都 区 町 丁目 番号 管理者の職名・氏名 印
製造事業場の名称及び住所	株式会社 工場 県 市 丁目 番号
供給する肉骨粉等の種類	肉骨粉
供給する肉骨粉等の名称	ミートボンミール1号
出荷年月日	平成 年 月 日
荷姿、出荷数量	500kgTB袋、2袋 計 1,000kg
受入年月日	平成 年 月 日
荷姿、荷受数量	500kgTB袋、2袋 計 1,000kg
荷受業者の 氏名又は名称及び住所	株式会社 東京都 区 町 丁目 番号 管理者の職名・氏名 印

記入上の注意

太枠線上段は、確認済飼料供給者が記入すること。

〃 下段は、最終荷受者が記入すること。

別記様式第 1 1 号

(原料供給管理票の記載例)

原料供給管理票	
副産物の原料供給業者の 氏名又は名称及び住所	株式会社 東京都 区 町 丁目 番 号 管理者又は確認責任者の職名・氏名 印
製造事業場の名称及び住所	株式会社 工場 県 市 丁目 番 号
供給する原料の種類	豚
出荷年月日	平成 年 月 日
出荷数量	1 , 0 0 0 k g

供給する原料の種類については、具体的な由来動物について明記し、牛由来原料を使用する場合は、牛のせき柱が含まれていないことを明記すること。